

相活士月刊メールマガジン 11月号 ～VOL.36～

相活士事務局です。第36回目のメールマガジンになります。最後までご一読ください。
なお、相活士の皆さまには週に2回、ご登録いただいているメールアドレス宛に
遺言相続ドットコムに掲載記事を送付しております（原則火曜日と金曜日）。
そちらもぜひご一読ください。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

<目次>

1. 第三者が死亡保険金受取人の場合に準備しておきたいこと
2. Webセミナー・オンライン座談会開催のご案内
3. メディア掲載情報
4. 更新を迎える方へ
5. 相活士行動理念

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

1. 第三者が死亡保険金受取人の場合に準備しておきたいこと

進む高齢化などを背景に、相続人が誰もいない（全員亡くなった）、あるいは兄弟姉妹のみといったケースが増えています。唯一の相続人である兄弟姉妹との仲が問題なければいいのですが、不仲の場合、兄弟姉妹に財産を相続させたくないと思う方もいらっしゃるでしょう。

<ご参考>お役立ち情報「第7回 兄弟姉妹に遺留分はありません」（2020.10.13）

そんな場合、預貯金や各金融資産、不動産といった財産をどのように相続、遺贈していくのかという問題はもちろん、入院や手術をしたとき、そして万が一（死亡）のときに必要となるお金への備えとして生命保険があるわけですが、その死亡保険金受取人（以下、「受取人」とします）についても、適当な相続人がいなければ、誰にするのかといった問題が出てきます。本来、被保険利益の観点から最も近い親族を設定することになるのですが、「不仲で疎遠な兄弟姉妹には受け取ってほしくない」とか「兄弟姉妹もおらず、信頼のおける友人知人を受取人にしたい」といった、いわゆる第三者にしたい（しなければならない）と考える方もいらっしゃるでしょう。実際、第三者となっている既契約もある程度は存在しますし、今後は増えてくることも考えられます。たとえ相続人が誰もいなくても「最低限の葬儀くらいはしたいし、納骨その他死後の事務整理やその精算に必要なお金は保険金で用意しておきたい」という方もいらっしゃるでしょうから。

なお、第三者を受取人に設定、変更できるかどうか、できる場合の死亡保険金上限額などは

保険会社によって取扱い基準や事務手続きが異なります。

また、ご存じでない方も多いですが、遺言によって死亡保険金受取人を（第三者に）変更することも可能です（保険法第44条）。

では、受取人を第三者に設定・変更できた、あるいは遺言で受取人を変更したとして、被保険者（＝被相続人）が死亡した場合、受取人が確実かつスムーズに死亡保険金を受け取れるようにしておきたいですね。請求手続きや必要書類の詳細は、保険会社によって若干の違いはあるでしょうが、「保険金請求書」と「死亡診断書」の提出は、どこの保険会社も必須でしょう（書類の呼び名はそれぞれかもしれませんが）。

「保険金請求書」は保険会社から受取人が受け取って記入すればいいですが、「死亡診断書」やその他の必要書類（例えば、亡くなった方の戸籍謄本が考えられるでしょうか）がきちんと揃えられるかということも生前に確認しておきたいところです。

死亡診断書は、“遺族からの請求”があれば病院が発行してくれますが、遺族ではない第三者からの請求には応じてくれないと考えられます。よって、もし遺族がいれば、その遺族の協力を得て、死亡診断書を取得することになるかと思いますが、（受取人にしてもらえなかった）遺族がすんなり協力に応じてくれるとも限りません。ましてや敵対視されることも考えられます。もちろん遺族が誰もいなければ、死亡診断書の取得可否やその他取りうる手段について保険会社に確認しておく必要があります。

なお、遺言に、遺言執行者を指定しておけば、遺言執行者は少なくとも役所にて「死亡の事実が分かる戸籍謄本」の取得は可能です。しかし、死亡診断書あるいはそれに代わる証明書等を確実かつスムーズに取得できるかどうかは断言できません。

第三者を受取人に行っている場合は、きちんと保険会社や担当者に必要書類や手続き方法について、受取人の方と一緒に生前に確認しておくことをおすすめします。必要なときに保険金を受け取れない、保険金を受け取るのに一苦労…なんてことがないように。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

2. Webセミナー・オンライン座談会開催のご案内

※職場の端末等によっては、以下のURLからアクセスできない場合があります。

■幻冬舎Webセミナー

コロナと相続で「モノ・カネ・家族」を失わない方法

<https://gentosha-go.com/ud/seminar/5f910b3877656183fb010000>

■野村の伸介+ (PLUS) Webセミナー

コロナと相続で「モノ・カネ・家族」を失わない方法

https://www.nomu.com/seminar/2020/detail201126_1.html

■相活士向けオンライン座談会

2020年12月5日（土）13:30～14:30にオンライン座談会を開催いたします。

※保険の営業マン向け『相続保険・法人契約の最前線』

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

3. メディア掲載情報

※職場の端末等によっては、以下のURLからアクセスできない場合があります。

■週刊文春10月15日発売号・10月29日発売号に代表江幡が掲載されています。

■幻冬舎ゴールドオンラインに連載されました。

<第4回>「お金払いますから」築40年・亡母のボロ家…子の壮絶後始末

<https://gentosha-go.com/articles/-/29951>

<第5回>「お金ない生活できない」夫がコロナ感染したエリート妻の壮絶

<https://gentosha-go.com/articles/-/29959>

<第6回>「絶望しかない」亡母の遺産めぐり…ケチった次女の当然な末路

<https://gentosha-go.com/articles/-/29956>

<第7回>「お金をドブに捨てた」亡き叔父のボロ家めぐり…甥の酷い末路

<https://gentosha-go.com/articles/-/30039>

<第8回>親族「みんなが相続放棄」をすると、何が起きる？…意外な答え

<https://gentosha-go.com/articles/-/30053>

<第9回>亡夫は連帯保証人だった…「借金2,000万円」妻と子の選択は？

<https://gentosha-go.com/articles/-/30057>

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

4. 更新を迎える方へ

相活士取得から1年が経過する前に、皆さまの勤務先に更新書類をお送りいたします。昨年11月更新以降の方より更新費用のお支払い方法をコンビニ払い払込票に統一することになりました。

払込票の更新費用は2年更新分（1年更新料3,000円×2年の6,000円税別）です。有効期限が近づきましたら、払込票とオリジナル名刺サンプルをお送りいたします。名刺の記載に間違いがなく、更新ご希望の方は払込票にて更新費用をお支払いください。入金確認後、新しい相活士認定証と相活士名刺100枚を送付いたします。既に、自動振替サービス確認書を提出済みの方も次回の更新より、口座引落ではなく

コンビニ払いの払込票となります。

ご不明な点やお問い合わせ等は協会までご連絡ください。

更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックをお願いいたします。

また、勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いいたします。

※更新書類が届かなくなりますので、必ず異動があった場合は

事務局(03-5210-1238 もしくは info@sokatsu.jp)にご一報いただければと存じます。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

5. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします。

具体的には・・・

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。

お問い合わせは・・・

一般社団法人相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆